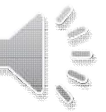


生活保護制度の概要



生活保護とは

- 能力や資産などを活用し、あらゆる手を尽くしても生活ができない場合に、その家庭（世帯）の生活を援助するために、足りない金銭や物を支給する制度（補足性の原理）
- 日本国憲法は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、誰でも生活保護を受ける権利があります

※経済生活は通常世帯単位で営まれているため、原則、特定の世帯員のみで生活保護を受けることはできません

※世帯は居住や生計が同一であるかなどで判断するため、住民票や戸籍上の世帯とは異なります



生活保護を受けるうえで

- 働ける人は能力に応じて働く
- 保有する現金や預貯金は活用する
- 貴金属、有価証券などは処分し生活費にあてる
- 生命保険に加入している場合は、原則解約し返戻金を活用する
- 社会保障制度（各種年金、労災保険、介護保険、障害者総合支援法など）を活用する
- 自動車、利用していない土地、家屋などは原則として売却し生活費にあてる
- （要保護世帯向け）不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）を利用できる場合は利用する
- 扶養義務者（親、兄弟姉妹、子など）から可能な限り援助を受ける



生活保護を受けるまで

相談

保健福祉事務所、町村役場、民生委員にご相談ください

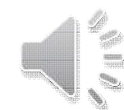
申請

保健福祉事務所、町村役場で手続きをしてください

調査

お宅へ訪問したり、関係機関に調査を依頼したりすることがあります

- 世帯の収入や資産の状況はどうか
- 働いて収入が得られる方法はないか
- 病気や障害の状態はどうか
- 扶養義務者などから援助が受けられるか
- 各種年金や手当が受給できないか



申請から決定まで

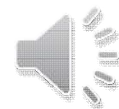
決定

- 調査に基づき、最低生活費と収入を比較して生活保護が必要かどうか判断し、その結果が書面で通知されます

※生活保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内に通知します

調査に時間を要した場合は30日以内に通知します

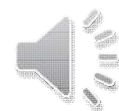
※原則、保護の開始日は申請日と同日となります



生活保護を受けられるかどうか

国が定めている世帯の最低生活費に比べて、収入額が不足する場合、その不足分を生活保護費として支給します

- 最低生活費：世帯の人数、年齢、地域などを基に国が定めた基準により計算した1か月分の生活費
- 収入額：給料、年金や手当、親族からの援助、預貯金など世帯の収入全部の合計

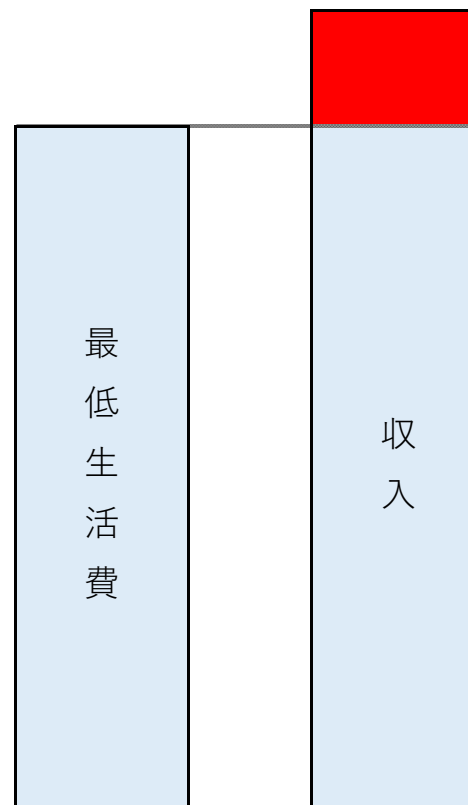


生活保護を受けられるかどうか

保護を受けられる場合



保護を受けられない場合



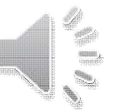
保護の種類

- 生活扶助：食べ物、被服、電気、ガス、水道など日常生活に必要な費用
- 教育扶助：学用品、教材費、給食費、学級費等の義務教育のための費用
- 住宅扶助：家賃、地代や住宅の補修などの費用
- 医療扶助：病気やけがのための治療や薬などの費用



保護の種類

- 介護扶助：居宅や、施設で介護サービスを受けるための費用
 - 出産扶助：出産にかかる費用
 - 生業扶助：就職するための費用、高校就学などの費用
 - 葬祭扶助：葬祭の費用
- ※亡くなった生活保護受給者に対する扶助ではなく、やむを得ず葬祭費を負担することとなった生活保護受給者に対して扶助します



減免になるもの

- 国民年金保険料、市町村民税、県民税、固定資産税、NHK受信料など

権利保障

- 生活保護によって支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません
- 保護の申請却下、保護の変更、停止または廃止などの決定に不服があるときは、一定の期間内に不服申し立て（審査請求）することができます

相談

- 転居が必要、通院などで特別に交通費が必要など、なにか困ったことがあった際はすぐ相談してください



届出の義務

次のようなことがあった際はすぐに届け出る義務があります

- 世帯員が増減する場合
- 年金や手当等の収入が発生・変動した場合
- 住居や家賃が変わる場合
- 交通事故や災害にあった場合
- その他、生活状況が変わった場合

※届け出が遅れる、または間違った届け出により、生活保護金品が余分に支給された場合は、返還していただくことになります



資産の活用

- 原則は売却。資産が最低限度の生活維持のために活用されており、保有することで自立につながる、売却代金よりも売却費用が高いなどの理由で保有が認められる場合があります

自動車

- 通勤用や通院用で保有が認められる場合がありますが、原則、保有は認められません

各種 保険

- 解約返戻金や保険料が少額であれば保有が認められる場合があります

土地 家屋

- 居住のためのもので、評価額が高額でない場合は保有が認められます
- 上記以外は原則売却していただきます
- 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合は、利用することで資産活用していただきます



要保護世帯向け不動産担保型生活資金

高齢者の方で、居住用の不動産を持ち、将来もそこに住み続けることを希望する場合に、その不動産を担保にして生活資金を借りる制度

以下の条件があります（一部）

- ・ 不動産（土地及び建物）が申込者の所有
- ・ 不動産に、賃借権や抵当権などが設定されていない
- ・ 不動産の評価額がおおむね500万円以上



保護費の返還

土地がすぐに売れないなど、資産があるが、さしせまった事情のため生活保護を受けたあとで、資産が活用できた際には、すでに支給された生活保護費を返していただく必要があります

- ・ 土地や家屋などの資産を売却したとき
- ・ 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ・ 各種年金や手当を遡って受け取ったとき
- ・ 交通事故の示談金、補償金などを受け取ったとき

※事実と違う届出をおこなったり、収入を申告しないなど、不正な手段で生活保護費を受け取った際は、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります



生活保護をお考えの際は社会福祉課保護担当にお気軽にご相談ください

担当課 福祉部 社会福祉課 保護担当

直通番号 027-321-1244

